

育児・介護休業法の概要(介護関連制度)



介護休業制度

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、対象家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割して、介護休業を取得することが可能
- 配偶者が専業主婦（夫）であっても、介護休業の取得は可能
- 有期雇用労働者は、以下の要件を満たす方であれば、介護休業を取得することが可能
＜介護休業＞
介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月経過する日までの間に、労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

短時間勤務等の措置

- 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者について、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な、次のいずれかの措置を講じることを事業主に義務付け
 - ① 短時間勤務制度
 - ② フレックスタイム制度
 - ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④ 介護費用の助成措置

時間外労働の制限

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

不利益取扱いの禁止

- 育児休業・介護休業等を申し出・取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、年5日（2人以上の場合は年10日）、1日又は時間単位で介護休暇を取得することが可能

深夜業の制限

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、深夜の労働を制限

所定外労働の制限

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、残業を制限

育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止

- 上司・同僚からの育児休業介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付け

問い合わせ先

山形労働局雇用環境・均等室（山形市香澄町3-2-1山交ビル3階）
電話番号：023-624-8228

各種情報掲載先

育児・介護休業法について（厚生労働省HP）：
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

介護休業制度特設サイト：
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/

